

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領変更箇所

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領（2025年7月14日改訂版）について、旧「記載要領」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
21	<p>IV. 経営管理体制等について 1～4 （略） 5. 適時開示体制について (1) 適時開示体制の整備及び運用状況 a 適時開示体制の整備に向けた取組み</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 5px;">適時開示に関する基本方針、並びに適時開示体制の整備に向けた取組み(情報収集のための組織整備の状況及び適時開示に関する教育の状況等)について記載してください。 また、株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況のほか、<u>プライム市場への申請会社については英文開示に係る方針及び体制整備の状況</u>について記載してください。</p> <p>(2)～(4) （略） (5) <u>IR体制</u>について</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"><u>IR活動に関する基本方針、上場後のIR活動に向けた体制整備の状況(担当部署、担当人員の状況等)、上場後のIR活動の予定</u>について記載してください。</p>	<p>IV. 経営管理体制等について 1～4 （略） 5. 適時開示体制について (1) 適時開示体制の整備及び運用状況 a 適時開示体制の整備に向けた取組み</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 5px;">適時開示に関する基本方針、並びに適時開示体制の整備に向けた取組み(情報収集のための組織整備の状況及び適時開示に関する教育の状況等)について記載してください。 また、株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況について記載してください。</p> <p>(2)～(4) （略） (新設)</p>
39	<p>最終更新日 <u>2025年7月14日</u> 適用対象 <u>2025年7月22日以降に上場申請を行う会社から適用</u></p>	<p>最終更新日 <u>2024年4月1日</u> 適用対象 <u>2024年4月1日以降に上場申請を行う会社から適用(ただし、XI. (19)の添付書類は、該当する期間の「新規上場申請のための四半期報告書」を提出する会社は提出不要)</u></p>

以上